

## 常陸太田市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 常陸太田市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ～ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年度 (20年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 (平成31年度法適予定)
処理区域内人口密度	12.64人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	9地区(里野宮地区, 里美中部地区, 花房新地地区, 天下野地区, 松栄青木地区, 町屋地区, 里美南部地区, 中野小島地区, 佐都四地区)		
処理場数	9処理場 (里野宮地区農業集落排水処理施設, 里美中部地区農業集落排水処理施設, 花房新地地区農業集落排水処理施設, 天下野地区農業集落排水処理施設, 松栄青木地区農業集落排水処理施設, 町屋地区農業集落排水処理施設, 里美南部地区農業集落排水処理施設, 中野小島地区農業集落排水処理施設, 佐都四地区農業集落排水処理施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 10㎡まで：1,700円 超過使用料 10㎡を超え30㎡まで：1㎡につき170円 30㎡を超え50㎡まで：1㎡につき180円 50㎡を超え100㎡まで：1㎡につき190円 100㎡を超える分：1㎡につき200円	基本料金と超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額	
業務用使用料体系の 概要・考え方	「一般家庭用使用料体系の概要・考え方」に同じ		
その他の使用料体系の 概要・考え方	「一般家庭用使用料体系の概要・考え方」に同じ		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,570 円 平成26年度 3,672 円 平成27年度 3,672 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,842 円 平成26年度 3,964 円 平成27年度 3,947 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	平成28年度現在11人で、課長以下、工務係3人、施設係3人、業務係4人となっています。 予算措置は、農業集落排水事業特別会計2人、下水道事業特別会計8人（公共下水道事業6人、特定環境保全公共下水道事業2人）、戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計1人となっています。
事業運営組織	平成16年度の合併当時は、建設部下水道課として事業実施。 平成23年度より上下水道部下水道課として事業実施。 なお、使用料の徴収業務について、上下水道部水道総務課、簡易水道課に委託し上下水道料金として徴収しております。

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	汚泥処分、処理場・マンホールポンプ等処理施設保守点検、汚泥成分分析、電気工作物保安管理業務について民間委託を実施。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	里美中部、里美南部および天下野地区農業排水処理施設においては、発生汚泥をたい肥化するリサイクル事業に取り組んでいます。 しかしながら、現在は、福島第一原発事故の影響により、リサイクルした、たい肥を処分しております。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	里美南部地区農業集落排水処理施設に隣接する未利用地について、太陽光発電装置を設置し、処理場で使用する電力の一部として活用しております。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成28年度に策定・公表しました、平成26年度決算「経営比較分析表」を添付しております。 経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本市の経年比較や類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となっております。
--

# 経営比較分析表

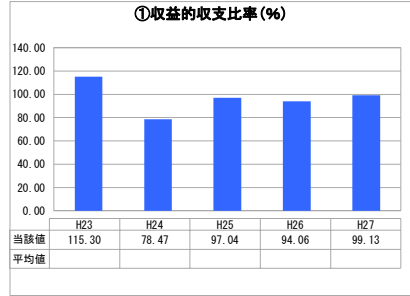
茨城県 常陸太田市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	11.09	97.18	3,672

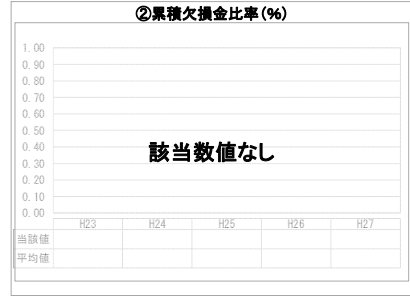
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
54,660	371.99	146.94
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
6,028	4.77	1,263.73

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
□	平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



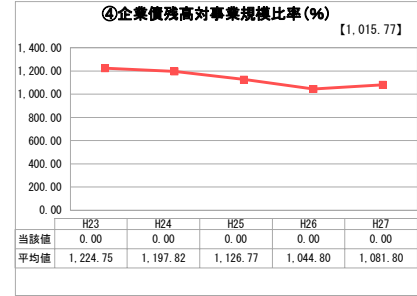
「単年度の収支」



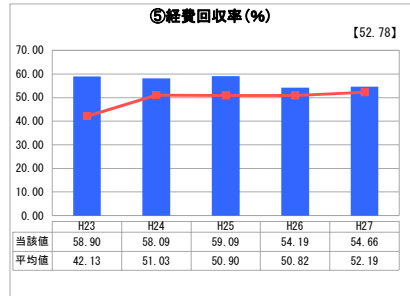
「累積欠損」



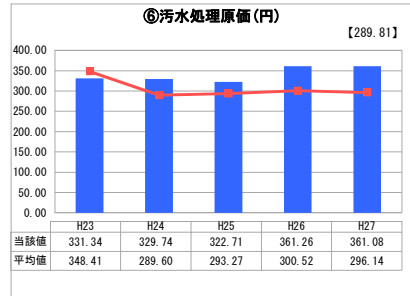
「支払能力」



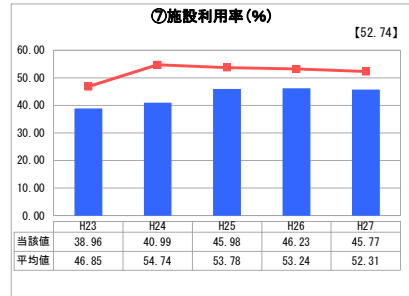
「債務残高」



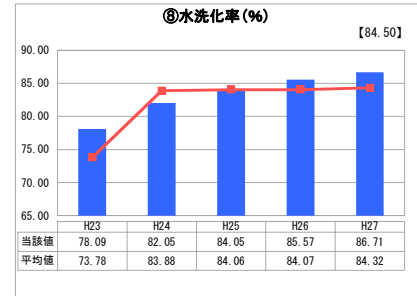
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

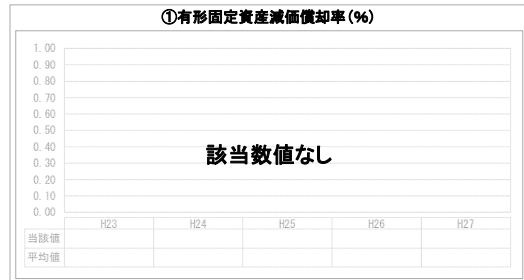


「施設の効率性」

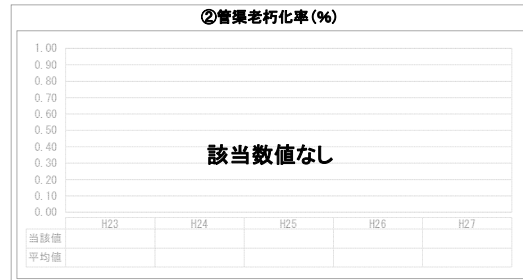


「使用料対象の捕捉」

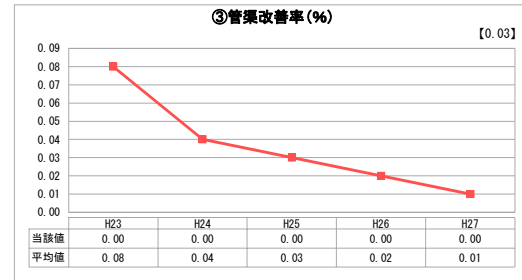
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

9カ所ある処理場のうち7施設が、供用開始後10年以上経過しており、処理施設等の修繕費用が増大している。

①収益的収支比率は、使用料徴収の強化と、経費の抑制により、昨年度より向上している。また企業債の償還が、平成30年度にピークを迎え、その後減少する予定であるため、更なる改善が見込まれる。

④企業債残高対事業規模比率は、企業債残高の償還を繰入基準による一般会計繰入金により償還しているため、指標となる数値には表れていない。

⑤経費回収率は類似団体と同水準ですが、100%を大きく下回っているため、使用料収入の増加等改善が必要である。

⑥汚水処理原価は、修繕費用の増加に伴い、汚水処理経費が増加し他団体より高い数値となっている。計画的な修繕により、突発的な補修を回避するなど、適正な維持管理が必要である。

⑦施設利用率、⑧水洗化率については、接続率の増加により水洗化率が増加しましたが、使用人口が減少しているため、施設利用率が減少してきている。更なる人口減少が予想され、将来的には、困難な経営となる危険性が予想される。

### 2. 老朽化の状況について

管渠の更新、老朽化対策を実施していない状況であるが、将来にわたり耐用年数を担保する必要があるため、適切な管渠の状況把握、計画的な更新が必要である。

### 全体総括

経年劣化に伴う施設修繕費用の増加、人口減少に伴う使用料収入の減少が懸念される。

地域の水質保全の観点から、接続率の向上への取り組みを強化する必要がある。

接続率の向上が、使用料の確保にも結びつくが、農村地域における深刻な人口減少により、大幅な料金収入が見込めないため、今後増加する、施設・管渠の更新費用を考慮すると、計画的な更新、効率的な経営、適切な使用料金の設定を検討する必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 2. 経営の基本方針

安心・安全に暮らせる快適なまちづくりのため、継続的で安定した汚水処理サービスの提供を目指します。

- 計画的な投資  
限られた財政の中、継続的なサービス提供のため、将来の施設更新等の計画的な実施について検討を進めてまいります。
- 安定した経営基盤の確立  
収入の確保のため、接続率向上による使用料の収入増加及び、使用料の徴収強化による収納率向上に努めます。  
人口減少による使用料収入の減収、施設の老朽化による修繕、更新に備え、経費の徹底的な見直しを図ったうえで、使用料の改定についての検討を行います。  
将来的には、地方公営企業法を適用し、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。
- 適正な維持管理  
施設の点検、調査により計画的な修繕、更新に取り組み、適正な維持管理に努めます。  
効果的に民間委託を活用し、効率的な維持管理、経費削減に努めます。
- 水洗化の促進  
公共用水域の水質保全、整備施設の効果発揮のため、接続率向上への啓発に努めます。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

本市の農業集落排水事業の施設整備は、最も早く整備された地区では、供用開始後19年を経過しており、9地区のうち7地区が供用開始後10年以上経過しております。  
新たな整備は行わない予定です。  
今後、経年劣化に伴い、継続的な修繕、更新が必要となってまいります。  
企業債については、地方公営企業法適用に関する新規借入のみであり、元利償還額は、平成28年度、平成29年度をピークとして減少する予定です。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

- ・財源の目標に関する事項  
本計画中の施設の新設、更新は予定しておりませんので資本的収入としては、償還基金繰入金計画により計上しました。  
使用料金以外の収益的収入は、原子力立地給付金等について、実績等を考慮し計上しました。
- ・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項  
供用開始後経過年数を考慮し接続率向上による使用料収入の増加及び、処理区域内人口の減少を考慮し計上しました。
- ・企業債に関する事項  
企業債については、建設改良事業はありませんので、地方公営企業法適用債について計上しました。
- ・繰入金に関する事項  
地方公営企業繰出基準に基づく元利償還に充てる繰入分については基準内で算定し、運営費用の不足分を基準外で算定し計上しました。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）  
現在の委託業務について、実績から算定しました。
- ・職員給与費に関する事項  
過去の実績から算定しました。
- ・動力費に関する事項  
過去の実績及び処理量の増加を考慮し算定しました。
- ・薬品費に関する事項  
過去の実績及び処理量の増加を考慮し算定しました。
- ・修繕費に関する事項  
過去の実績及び経年劣化を考慮し算定しました。
- ・委託費に関する事項  
現在の委託費を参考に算定しました。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	各処理区について、地形的な問題から、広域化・共同化・最適化については困難であると考えております。
投資の平準化に関する事項	本計画期間中に更新投資の予定は無いものの、将来の施設更新について、今後検討する必要があります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在のところ実施予定なし。
その他の取組	特になし

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	人口減少による使用料の減収、整備後の年数経過による施設の維持補修費用の増大を考慮し、実施時期や改定内容について慎重に判断し、適切な使用料に見直し、健全な事業経営の確保に努めてまいります。 また、地方公営企業法の適用に併せて、収支計画及び使用料の見直しを検討してまいります。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	発生活泥リサイクルによるたい肥について、販売等を検討し、地域における資源循環を検討いたします

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在行っている民間委託業務について、委託継続及び業務内容について検討し、効率的な経営の実現を目指します。
職員給与費に関する事項	業務内容の見直しや職員の適正配置について検討します。
動力費に関する事項	電力自由化に伴う経費削減効果を検討してまいります。
薬品費に関する事項	薬品管理については、処理場の維持管理委託に含め、経費削減に努めており、今後も使用量の管理を徹底し、更なる経費削減に努めます。
修繕費に関する事項	維持管理の中で、修繕箇所の優先順位づけを行い、計画的な修繕を実施することで、効率的な修繕及び経費の削減に努めます。
委託費に関する事項	業務内容、委託契約の統合等について検討し、経費の削減、効率化に努めます。
その他の取組	接続率の向上、収納率の向上に取り組み、財源確保に努めます。

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	実績と比較し進捗管理を行い、経営戦略の見直しを実施します。 また、公営企業会計適用後は、適用後の会計に基づき経営戦略を改定します。
---------------------	--

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	340,743	333,475	334,917	329,954	322,604	317,579	317,848	317,965	316,761	312,121	305,748	298,218	
		(1) 営 業 収 益 (B)	91,752	91,523	90,890	92,064	89,586	89,041	88,372	86,210	86,366	86,312	86,626	85,026
		ア 料 金 収 入	91,728	91,499	90,868	92,044	89,569	89,026	88,359	86,200	86,358	86,306	86,622	85,025
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	24	24	22	20	17	15	13	10	8	6	4	1
		(2) 営 業 外 収 益	248,991	241,952	244,027	237,890	233,018	228,538	229,476	231,755	230,395	225,809	219,122	213,192
		ア 他 会 計 繰 入 金	246,101	239,645	241,233	235,099	232,230	227,752	228,693	230,974	229,616	225,033	218,348	212,421
	イ そ の 他	2,890	2,307	2,794	2,791	788	786	783	781	779	776	774	771	
	2 総 費 用 (D)	215,998	204,780	201,818	199,157	196,509	191,939	189,338	186,674	183,952	181,219	178,593	176,088	
		(1) 営 業 費 用	167,802	159,195	159,006	159,158	159,311	157,463	157,615	157,767	157,920	158,072	158,224	158,376
		ア 職 員 給 与 費	15,313	16,250	15,607	15,607	15,607	15,607	15,607	15,607	15,607	15,607	15,607	15,607
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	152,489	142,945	143,399	143,551	143,704	141,856	142,008	142,160	142,313	142,465	142,617	142,769
		(2) 営 業 外 費 用	48,196	45,585	42,812	39,999	37,198	34,476	31,723	28,907	26,032	23,147	20,369	17,712
ア 支 払 利 息		48,196	45,585	42,812	39,999	37,198	34,476	31,723	28,907	26,032	23,147	20,369	17,712	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	124,745	128,695	133,099	130,797	126,095	125,640	128,510	131,291	132,809	130,902	127,155	122,130		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	14,439	8,667	9,112	9,212	6,599	5,972	6,089	6,208	6,329	6,454	6,580	6,710	
		(1) 地 方 債		1,500	2,000	2,000								
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金												
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	8,231											
	(6) 工 事 負 担 金	617	220	33										
	(7) そ の 他	5,591	6,947	7,079	7,212	6,599	5,972	6,089	6,208	6,329	6,454	6,580	6,710	
	2 資 本 的 支 出 (G)	127,732	137,420	140,195	137,994	132,680	131,595	134,582	137,398	139,036	137,257	133,636	128,741	
		(1) 建 設 改 良 費												
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	127,732	137,420	140,195	137,994	132,680	131,595	134,582	137,398	139,036	137,257	133,636	128,741
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 113,293	△ 128,753	△ 131,083	△ 128,782	△ 126,081	△ 125,623	△ 128,493	△ 131,190	△ 132,707	△ 130,803	△ 127,056	△ 122,031		

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	11,452	△ 58	2,016	2,015	14	17	17	101	102	99	99	99
積 立 金	(K)	8,309	42	16	15	14	14	13	12	12	11	10	10
前年度からの繰越金	(L)	6,457	9,600	9,500	11,500	13,500	13,500	13,503	13,507	13,596	13,686	13,774	13,863
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	9,600	9,500	11,500	13,500	13,500	13,503	13,507	13,596	13,686	13,774	13,863	13,952
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)	9,600	9,500	11,500	13,500	13,500	13,503	13,507	13,596	13,686	13,774	13,863	13,952
	(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率	( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率	( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	99	97	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	91,752	91,523	90,890	92,064	89,586	89,041	88,372	86,210	86,366	86,312	86,626	85,026
地方財政法による 資金不足の比率	((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	91,752	91,523	90,890	92,064	89,586	89,041	88,372	86,210	86,366	86,312	86,626	85,026
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	2,318,007	2,182,087	2,043,892	1,907,898	1,775,218	1,643,623	1,509,041	1,371,643	1,232,607	1,095,350	961,714	832,973

## ○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分		246,101	239,645	241,233	235,099	232,230	227,752	228,693	230,974	229,616	225,033	218,348	212,421
うち基準内繰入金		175,928	184,505	185,007	179,993	169,878	166,071	166,305	166,305	165,068	160,404	154,005	146,453
うち基準外繰入金		70,173	55,140	56,226	55,106	62,352	61,681	62,388	64,669	64,548	64,629	64,343	65,968
資本的収支分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合 計		246,101	239,645	241,233	235,099	232,230	227,752	228,693	230,974	229,616	225,033	218,348	212,421